
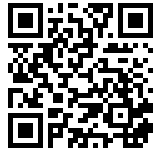


改定後	改定前
<p>E T Cカード特約（一般法人共同利用型用） 第2条（E T Cカードの貸与と取扱い）</p> <p>1. E T C法人会員は、当社からカードの発行を受けているカード使用者の中から、E T Cカードの利用代金を支払うカードの使用を1名指定して所定の方法で当社に届け出るものとし、当社が適格と認められた方をE T Cカード支払責任者（以下「支払責任者」という）とします。なお、E T C法人会員は、支払責任者の届け出にあたり、支払責任者本人に本特約および会員規約の内容を示し、理解をさせたいうで承認を得るものとします。</p> <p>（略）</p>	<p>E T Cカード特約（一般法人共同利用型用） 第2条（E T Cカードの貸与と取扱い）</p> <p>1. E T C法人会員は、当社から法人カードの発行を受けているカード使用者の中から、E T Cカードの利用代金を支払うカードの使用を1名指定して所定の方法で当社に届け出るものとし、当社が適格と認められた方をE T Cカード支払責任者（以下「支払責任者」という）とします。なお、E T C法人会員は、支払責任者の届け出にあたり、支払責任者本人に本特約および会員規約の内容を示し、理解をさせたいうで承認を得るものとします。</p> <p>（略）</p>
<p>第4条（ご利用代金の支払い）</p> <p>（略）</p> <p>3. E T C法人会員および支払責任者は、<u>前条</u>により負担する通行料金等に係る債務を、会員規約に従いカードの利用代金と合算して支払うものとします。</p>	<p>第4条（ご利用代金の支払い）</p> <p>（略）</p> <p>3. E T C法人会員および支払責任者は、<u>前項</u>により負担する通行料金等に係る債務を、会員規約に従いカードの利用代金と合算して支払うものとします。</p>
<p>第9条（会員保障制度）</p> <p>（略）</p> <p>3. 次の場合は、当社ではん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>（1）E T C会員の故意もしくは重大な過失に起因する損害。なお、使用者がE T Cカードを車内に放置していた場合、紛失・盗難について、E T C法人会員または使用者に重大な過失があったものと見なします。</p> <p>（2）損害の発生が保障期間外の場合</p> <p>（3）E T C法人会員の役員・社員、使用者の家族・同居人、E T Cカードの受領に関しての代理人による不正利用に起因する場</p>	<p>第9条（会員保障制度）</p> <p>（略）</p> <p>3. 次の場合は、当社ではん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>（1）E T C会員の故意もしくは重大な過失に起因する損害。なお、使用者がE T Cカードを車内に放置していた場合、紛失・盗難について、E T C法人会員または使用者に重大な過失があったものと見なします。</p> <p>（2）損害の発生が保障期間外の場合</p> <p>（3）E T C法人会員の役員・社員、使用者の家族・同居人、E T Cカードの受領に関しての代理人による不正利用に起因する場</p>

<p>合</p> <p>(4) ETC会員が本条4項の義務を怠った場合</p> <p>(5) 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合</p> <p><u>(6) ETC法人会員または使用者が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員または使用者の過失に起因する場合</u></p> <p>(7) 前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</p> <p>(8) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>(9) その他本特約および会員規約に違反する使用に起因する損害</p>	<p>合</p> <p>(4) ETC会員が本条4項の義務を怠った場合</p> <p>(5) 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合</p> <p>(6) 前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</p> <p>(7) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>(8) その他本特約および会員規約に違反する使用に起因する損害</p>
<p>第12条 (退会)</p> <p>1. ETC法人会員がETCカードを退会する場合は、<u>当社所定の方法</u>により当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全ETCカードを当社に返却するものとします。なお、回収もれのETCカードの退会後の利用による代金債務は、ETC法人会員が支払いの責を負うものとします。</p> <p>2. 使用者が一部のETCカードを退会する場合は、<u>当社所定の方法</u>により当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、退会する使用者のETCカードを当社に返却するものとします。</p> <p>(略)</p>	<p>第12条 (退会)</p> <p>1. ETC法人会員がETCカードを退会する場合は、<u>所定の届出用紙</u>により<u>当社の指定する金融機関</u>または当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全ETCカードを当社に返却するものとします。なお、回収もれのETCカードの退会後の利用による代金債務は、ETC法人会員が支払いの責を負うものとします。</p> <p>2. 使用者が一部のETCカードを退会する場合は、<u>所定の届出用紙</u>により<u>当社の指定する金融機関</u>または当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、退会する使用者のETCカードを当社に返却するものとします。</p> <p>(略)</p>
<p>第13条 (再発行)</p> <p>1. ETCカードを紛失・盗難、毀損、滅失等した場合には、<u>当社所定の方法</u>で<u>届け出を行い</u>、<u>当社が適当と認めた場合に限り再発行いたします。</u>この場合、ETC法人</p>	<p>第13条 (再発行)</p> <p>1. ETCカードを紛失・盗難、毀損、滅失等した場合には、<u>当社所定の届け出を提出していただき</u><u>当社が適当と認めた場合に限り再発行いたします。</u>この場合、ETC</p>

<p>会員は当社所定のE T Cカード再発行手数料を支払うものとします。</p> <p>(略)</p>	<p>法人会員は当社所定のE T Cカード再発行手数料を支払うものとします。</p> <p>(略)</p>
<p>第15条 (免責)</p> <p>(略)</p> <p>2. <u>E T C法人会員</u>は車輛の運行に際し、車載器に定められた用法に従い、必ずE T Cカードの作動確認を行うものとします。作動に異常がある場合には、E T Cカードの使用を止め、直ちに当社に通知するものとします。</p> <p>3. 当社は、E T Cカードの機能不良に基づく<u>E T C法人会員</u>の損失、不利益に関して一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(略)</p>	<p>第15条 (免責)</p> <p>(略)</p> <p>2. <u>使用者</u>は車輛の運行に際し、車載器に定められた用法に従い、必ずE T Cカードの作動確認を行うものとします。作動に異常がある場合には、E T Cカードの使用を止め、直ちに当社に通知するものとします。</p> <p>3. 当社は、E T Cカードの機能不良に基づく<u>E T C会員</u>の損失、不利益に関して一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(略)</p>
<p>第16条 (特約の変更)</p> <p>本特約の変更については<u>会員規約の変更に関する規定を適用するものとします。</u></p>	<p>第16条 (特約の変更、承認)</p> <p>本特約の変更については当社から変更内容を通知した後、または新特約を送付した後にE T Cカードを利用したときは、<u>変更事項または新特約を承認したものとみなします。</u>また、法令の定めにより本特約を変更出来る場合には、<u>当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。</u></p>
<p><u>E T Cシステム利用規程等については、下記サイトからご確認ください。</u></p> <p><u>E T Cシステム利用規程</u></p>  <p><u><a href="https://www.go-etc.jp/kitei/kitei.html">https://www.go-etc.jp/kitei/kitei.html</a></u></p> <p><u>E T Cシステム利用規程実施細則</u></p>	



<https://www.go-etc.jp/kitei/saisoku.html>